

令和6年度 保育所・認定こども園等 利用のご案内



- ◇子ども・子育て支援新制度 ……P1
- ◇利用手続きの流れ ……P2
- ◇入園・入所の申し込み方法 ……P4
- ◇利用料金 ……P12
- ◇令和6年度町内施設一覧 ……P16

●お問い合わせ●

〒039-0198 三戸町大字在府小路町 43 三戸町役場 住民福祉課
TEL 0179-20-1151 (直通) FAX 0179-20-1100

子ども・子育て支援新制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長する社会を目指して、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指した制度です。また子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となって行います。



新制度では、こんな取組みを進めていきます。

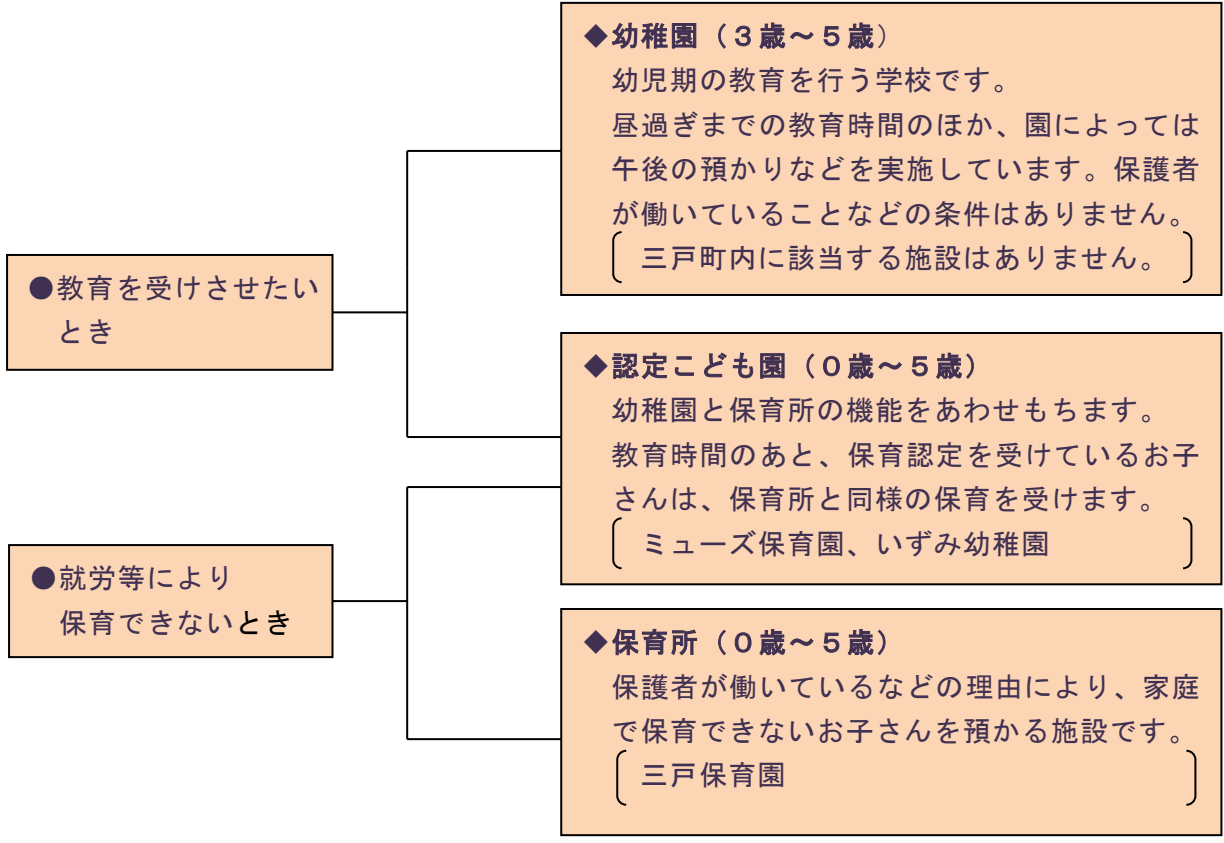
幼稚園と保育所のいいところを一つにした「認定こども園」の設置を進めます。
保育の場を増やし、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
地域子育て支援事業や放課後児童クラブなど、様々な子育て支援の充実を図ります。



小学校就学前の施設の利用



これまで、小学校就学前の施設として、幼稚園と保育所が多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせもつ「認定こども園」の普及が進められます。



利用手続きの流れ

幼稚園や保育所、認定こども園を利用するためには、全ての方が、「支給認定」を受ける必要があります。



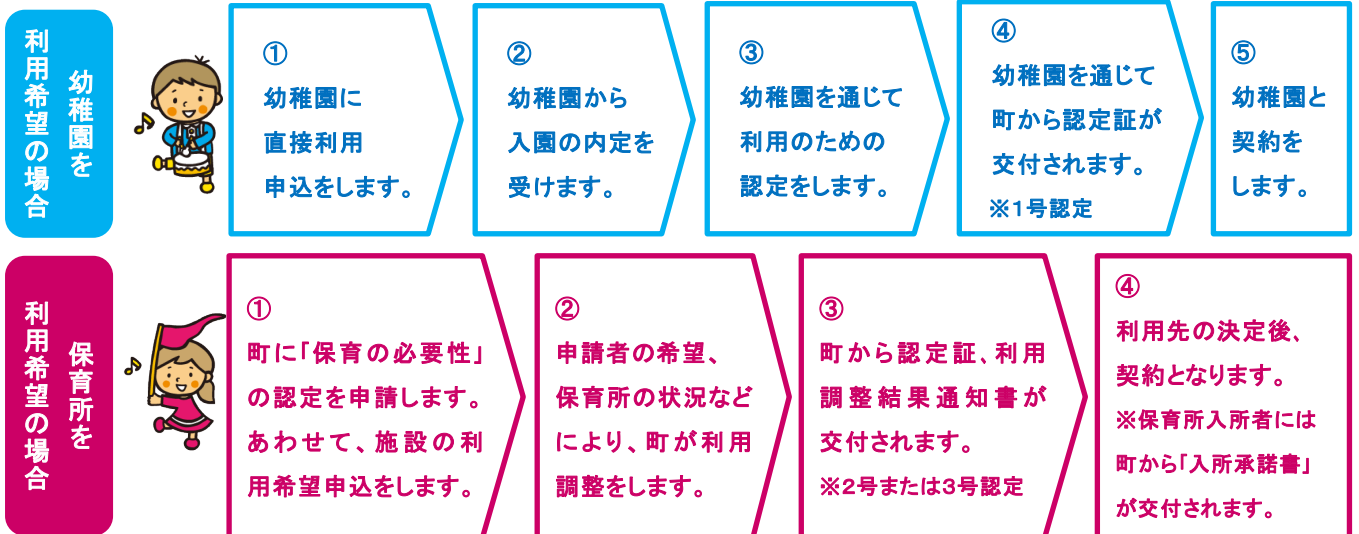
支給認定



お子さんの年齢と保育の必要性に応じて、次の3つの区分に認定されます。また、区分によって利用可能な施設が変わります。各認定区分は、まず保護者の皆様がどの認定を希望するかを決めていただき、町に申請していただくことになります。

認定区分		利用できる施設	幼稚園	保育所	認定こども園	
					利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕方
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定					
	保育認定 2号認定					
未満3歳	保育認定 3号認定					

※ 申込方法は、利用施設（幼稚園、保育所、認定こども園）によって変わります。手続きの流れは下図をご参照ください。



※ 認定こども園を利用する場合、1号認定は「幼稚園」、2・3号認定は「保育所」の手続きの流れになります。



保育が必要な理由と利用できる時間



保育認定（2号認定・3号認定）を受ける場合、保護者が、下記の『保育が必要な理由』のいずれかに該当する必要があります。

また、就労時間等によって施設を利用できる時間が異なります。利用できる時間帯は、各施設が設定します。



保育が必要な理由

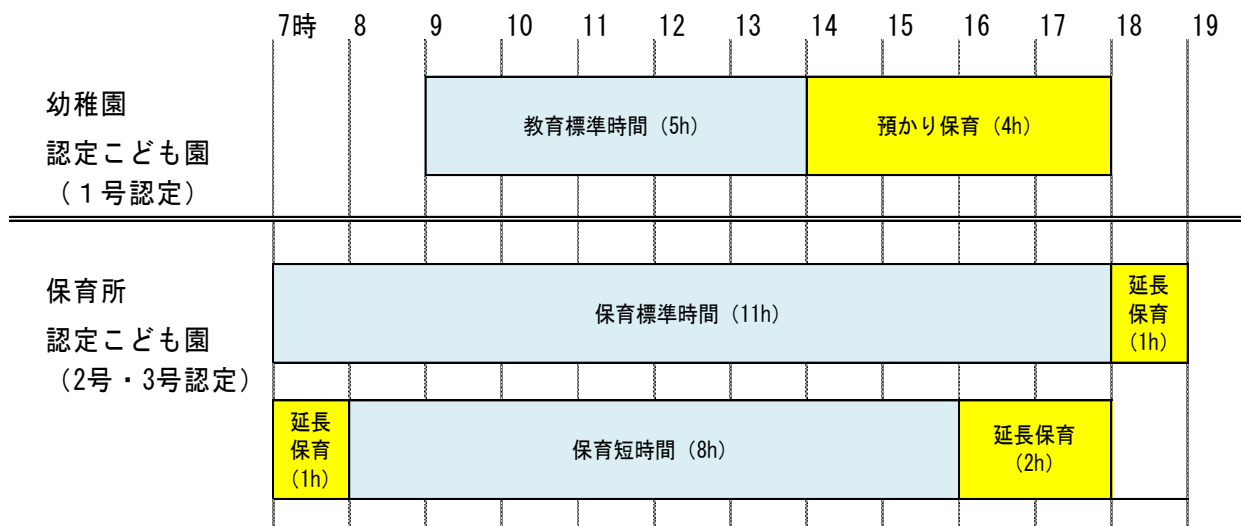
- ◇保護者が仕事（家庭内・外）をしている場合（月48時間以上）
- ◇保護者が求職活動（起業準備含む）をしている場合
- ◇保護者が妊娠中または出産後間もない場合（産前・産後各8週）
- ◇保護者が育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さんで継続利用が必要と認められる場合
- ◇保護者が就学（職業訓練等含む）している場合
- ◇保護者に疾病、障がいがある場合
- ◇家庭に病人等がいて、常時介護・看護が必要である場合
- ◇保護者が災害復旧にあっている場合
- ◇虐待やDVのおそれがある場合



施設を利用できる時間の区分

- ◇「保育標準時間認定」▶ 最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
【就労時間が月120時間以上の方】
- ◇「保育短時間認定」▶ 最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）
【就労時間が月48時間以上120時間未満の方】

利用時間のイメージ ※各施設によって利用できる時間に違いがあります。
詳しくは各施設までお問い合わせください。



入園・入所の申し込み方法

幼稚園、保育所、認定こども園の幼稚園部分・保育所部分では、
申込方法（提出書類、提出先）が異なりますので、以下をご参照
ください。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を希望する方



継続・新規入所ともに各施設に提出しましょう。

区分	書類名	備考
必須書類	支給認定申請書兼保育利用申込書 (お子さん1人につき1枚)	幼稚園を通じて配布します。
	子どもの健康状況調書 (お子さん1人につき1枚)	
	入園申込書	各園で求められた場合
該当者のみ	身体障害者手帳、愛護(療育)手帳 精神障害者保健福祉手帳の写し	障がいがある方と同居している場合
	児童扶養手当証書またはひとり親 家庭等医療費受給資格証の写し	ひとり親世帯
	保護開始決定通知書の写し	生活保護世帯
	令和5年度所得・課税証明書※	令和5年1月1日現在三戸町に住所 がない父母。 →令和5年1月1日現在の住所地 から取得してください。
	令和6年度所得・課税証明書※ (令和6年6月以降に取得可能です) ●7月までに提出しましょう	令和6年1月1日現在三戸町に住所 がない父母。 →令和6年1月1日現在の住所地 から取得してください。

※「所得・課税証明書」について…父母で非課税の方も含まれます。

父母以外が生計中心者または児童を税上の扶養にしている場合は、その方の証明書も必要です。

保育所・認定こども園（保育所部分）を希望する方



継続入所の方は各施設に、新規入所の方は役場に提出しましょう。

区分	書類名	備考
必須書類	支給認定申請書兼保育利用申込書 （お子さん1人につき1枚）	継続の方：各施設を通じて配布 新規の方：役場住民福祉課で配布
	家庭状況調書	
	子どもの健康状況調書 （お子さん1人につき1枚）	
	保育の必要性が分かる書類	7ページの「保育の必要性が分かる書類」を揃えてください。
	利用料納付誓約書（保育所のみ）	新規申込の方
該当者のみ	身体障害者手帳、愛護（療育）手帳 精神障害者保健福祉手帳の写し	障がいがある方と同居している場合
	児童扶養手当証書またはひとり親 家庭等医療費受給資格証の写し	ひとり親世帯
	保護開始決定通知書の写し	生活保護世帯
	口座振替依頼書	新規申込の方
	令和5年度所得・課税証明書※	令和5年1月1日現在三戸町に住所がない父母。 →令和5年1月1日現在の住所地から取得してください。
	令和6年度所得・課税証明書※ （令和6年6月以降に取得可能です） ●7月までに提出しましょう	令和6年1月1日現在三戸町に住所がない父母。 →令和6年1月1日現在の住所地から取得してください。
	主治医の意見書	お子さんに疾病や障がいがある場合
	在園証明書等 （施設の利用を証明する書類）	お子さんが属する世帯に、幼稚園等に入園している就学前児童がいる場合

※「所得・課税証明書」について …父母で非課税の方も含みます。

父母以外が生計中心者または児童を税上の扶養にしている場合は、その方の証明書も必要です。

年度途中の利用希望者の利用決定

年度途中の利用希望については、翌月からの入所希望分を、毎月15日（休日の場合は翌開庁日）に利用決定します。

なお、緊急を要する場合は、随時決定します。



次のようなときは、届け出が必要です。

保護者が退職したときや病気が回復したときなど、お子さんを家庭で保育できるようになったときは、保育所等を利用し続けることはできませんので、退所届を提出しましょう。

また、利用料決定の基となる税額が変更になったときも、利用料の額が変わる場合があるので必ず届け出をしましょう。

- ◇保護者が仕事を退職・転職したとき
- ◇勤務状況（勤務時間・勤務日数等）が変更したとき
- ◇利用料決定の基となる税額が変更になったとき
- ◇婚姻・離婚等により世帯の状況に変更があったとき
- ◇病気が回復したとき
- ◇町外に転出したとき

※ 三戸町から転出した場合でも、勤務先の都合などのやむを得ない事情がある場合は、広域利用の手続きをすることで、三戸町内の保育所等に入所することができます。転出後も引き続き同じ保育所等に入所したい場合は、転出先の市町村に申し込みをしてください。

家庭状況の確認『現況届』の提出について

保育施設は、家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。入所後も家庭で保育できない状態が続いていることを確認するため、毎年1回（12月頃）、『現況届』の提出をしていただきます。（『現況届』には、保育の必要性が分かる書類を添付します。）

※『現況届』が提出されない場合は、保育施設の継続利用ができなくなります。

保育所等をやめるとき

三戸町から転出される場合や保育の必要な理由がなくなった場合など、保育所等をやめる時は、「保育所退所届」を必ず提出してください。

退所届が提出されないと、「入所中」の取扱いとなり、翌月以降の利用料の納入義務が生じることになります。

保育所等をやめることが決まったら、なるべく早く退所届を提出しましょう。

町外の保育所等に入所させたいとき【広域利用】

隣接市町村の境界に住む場合や通勤途中に保育所等があるなどの理由で、三戸町以外の市町村にある保育所に入所したい場合は、その保育所等への入所を選択することもできます。ただし、利用定員に余裕があるなど施設所在市町村の承諾が得られる場合に限られます。

町外の保育所等を希望される場合でも、三戸町に入所申込をしましょう。

－保育の必要性が分かる書類－

保育が必要な理由	必要な書類	認定区分	認定期間・入所期間
会社勤務・内職 ※1	就労証明書	就労時間による 120時間以上=保育標準時間 120時間未満=保育短時間	2号：就学前まで 3号：満3歳の誕生日の前々日まで
農業・自営業等	就労証明書及び下記の書類 いずれか1つ	就労時間による 120時間以上=保育標準時間 120時間未満=保育短時間	同上
	営業許可書（証） 商業登記簿謄本 確定申告書の写し（前年度分） 農家基本台帳 その他		
求職活動	求職活動（起業準備）申立書	保育短時間	求職活動の期間（入所日から90日を経過する日の属する月の末日まで）※2
	求職受付票（ハローワークカード） 又は 採用選考証明書等		
育児休業取得中の 継続利用※3	育児休業等取得証明書	保育標準時間	育児休業終了日まで
妊娠・出産	妊娠・出産申立書	保育標準時間	出産予定日を基準に 産前8週の属する月から 産後8週間を経過する日の 翌日が属する月の末日まで
	母子健康手帳 （父母氏名及び分娩予定日 記載部分）の写し		
就学	就学申立書	就学時間による 120時間以上=保育標準時間 120時間未満=保育短時間	卒業予定日等の属する 月の末日まで
	在学証明書 等		
病気・障がい	診断書又は障害者手帳等	保育標準時間	「会社勤務・内職」 に同じ※4
	疾病・障がい等申立書		
病人の介護・看護	診断書又は介護保険証 等	介護等の時間による 120時間以上=保育標準時間 120時間未満=保育短時間	
	介護・看護申立書		
災害復旧	災害復旧申立書	保育標準時間	
	罹災証明書の写し		
虐待・DV	保護命令決定書謄本 又は 確定証明書の写し 等	保育標準時間	

- ※1 フルタイムの他、パートタイム、夜間、居宅内の労働を含みます。
- ※2 期限内に就労証明書が提出された場合は、就学前までとなります。
- ※3 育児休業中は原則入所できません。ただし、育児休業取得時にすでに保育所等に入所中の子どもがいる場合や、育児休業中の家庭内保育が困難な場合（病気・障がい等）は入所ができます。
- ※4 保育の必要性がなくなった場合は、原則として退所となります。
- ※5 就労や就学、介護・看護の場合は、1ヶ月に最低48時間以上の就労（就学、介護・看護）が必要です。

就労証明書の「社印」等の押印は不要です。なお、事業所名が記載された「就労証明書」を無断作成・改変した場合は、虚偽の申請にあたり、利用の決定を取り消すとともに、刑法上の罪に問われる場合がありますのでご注意ください。



－ 保育所等利用調整基準表 －

保育施設の利用調整は、この表に基づき行います。

[利用調整の方法]

利用調整にあたっては、「(1)基本点数表」により世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定し、「(2)調整指数表」により該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い子どもから利用が可能となるよう優先順位を決定します。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」に規定する順位により、優先順位を決定します。

【計算方法】 父の基本点数 + 母の基本点数 + 調整指数 = 調整点数

(1) 基本点数表

事由		点数	保育できない理由・状況
1 就労	居宅外 就労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ1日8時間以上就労している
		90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ1日6時間以上就労している
		80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ1日6時間以上就労している
		70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ1日4時間以上就労している
		60	月48時間以上就労している
	居宅内 就労	90	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ1日8時間以上就労している
		80	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ1日6時間以上就労している
		70	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ1日6時間以上就労している
		60	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ1日4時間以上就労している
		50	月48時間以上就労している
2 妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあり、出産の準備又は休養を要する場合
3 保護者の 疾病 ・障がい	疾病 など	100	入院又は、入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合

	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
		70	身体障害者手帳3級、療育手帳Bの交付を受けていて保育が困難な場合
		50	身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて保育が困難な場合
4 同居親族等の介護・看護		90	常時介護・看護が必要な者を介護・看護しており、20日以上かつ週40時間以上保育が困難な場合
		70	介護・看護が必要な者を介護・看護や入院・通院・通所の付添いをしており、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合
		50	上記には該当しないが、介護・看護や入院、通院、通所の付添のため、保育が困難な場合
5 災害・復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあっている場合
6 求職活動		30	求職中（就労先未定）又は起業の準備中である場合
7 就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		60	職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上就学している場合
8 虐待・DV		100	児童虐待の防止等に関する法律第2条又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条の対象者と認められる場合
9 町外在住		20	三戸町外に在住している場合（転入予定者及び保育施設に勤務（内定）している保育士等は除く）
10 育児休業中の継続利用		30	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合
11 その他		※	町長が特に保育が必要な状態にあると認める場合

- 備考
- ① 父母それぞれの基本点数の合算を利用申込みのあった支給認定子どもの基本点数とします。
 - ② ひとり親世帯(離婚調定中の場合を含む。)については、当該ひとり親の基本点数と100点との合算を、利用申込みのあった支給認定子どもの基本点数とします。
 - ③ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用します。
 - ④ 就労時間には休憩時間を含むものとします。ただし、通勤時間は含みません。
 - ⑤ 三戸町外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず、「9町外在住」が適用されます。
 - ⑥ 父母がいない場合は、その他の保護者とします。
 - ⑦ ※については、当該支給認定子ども及び世帯の状況を勘案し、別途判断します。

(2) 調整指数表

世帯状況	ひとり親世帯である場合（離婚調定中の場合を含む）	20
	生活中心者の失業の場合 （リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業の場合に限る）	20
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	10
	子どもの日常生活において環境不良と認められる場合	10
	保護者及び同居世帯員が身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合	10
	保護者及び同居世帯員が身体障害者手帳3級以下、療育手帳Bの交付を受けている場合	3
	65歳未満の祖父母が近隣に在住しており子どもの保育が可能な場合	-5
	65歳以上の祖父母が同居しており、子どもの保育が可能な場合	-5
	20歳以上65歳未満の親族（祖父母、おじ、おば、きょうだい。以下同じ。）が同居しており、子どもの保育が可能な場合	-10
就労状況	利用開始希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	5
	雇用主が保護者または配偶者の親族である場合	-5
	保育施設に勤務（内定）している保育士等である場合	30
きょうだいの状況	既にきょうだいが保育施設等を利用しており、同時利用になる場合	20
	母の育児休業により退所し復職に伴い申込みする場合	20
	きょうだいが同時に利用申込みをする場合	5
	第3子以降の子どもがいる世帯である場合	5
	きょうだいに保育施設等を利用（利用申込み）していない小学校就学前子どもがいる場合（介護・看護が必要な児童を除く）	-10

(3) 順位表

1	三戸町民である
2	同居者なしの母子・父子世帯（同居者には、住所が別でも生計を共にしている場合を含む）
3	同世帯に障がい者がいる場合
4	既にきょうだいが保育所等へ入所しており、同じ保育所等となる場合
5	基本点数が高い順
6	子どもの保育が可能な20歳以上の親族（介護・看護の対象でないもの）と同居していないこと
7	養育している小学校就学前子どもの人数が多い者
8	子どもの保育が可能な祖父母の在住状況
9	3か月分以上利用料の滞納がないこと

備考 8については、当該祖父母が近隣居住していないこと及びその居住地と支給認定子どもの居住地との主要道路における距離を考慮して判断します。

利用料金



算定の仕方



- ◆ 利用料は、保育所・認定こども園を問わず、保護者の所得税額に応じた利用料となります。
- ◆ 基本的には、保護者の町民税額を基に決定されますが、「両親の収入が少なく、かつ、祖父母と同居している」場合は、祖父母のうち収入が多い方を生計の中心者と認定し、その方々の所得税額の合計で利用料を算定します。
- ◆ 利用料は、年2回切り替えを行います。
 - ① 4月…年齢区分の変更による切り替え
 - ② 9月…町民税の年度変更による切り替え令和6年度の場合は
↓
 - 4月～8月の利用料…令和5年度町民税額で決定
 - 9月～3月の利用料…令和6年度町民税額で決定



利用料の無償化



幼児教育の無償化に伴い、下記の条件のいずれかに当てはまるお子さんを対象とした利用料の無償化を行っています。

(条件)

- ★ 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳のお子さん
- ★ 住民税非課税世帯の0歳から2歳のお子さん

※幼稚園・認定こども園（1号）→3歳の誕生日を迎えた日から無償化の対象となります。

※保育所・認定こども園（2・3号）→3歳の誕生日を迎えた後の最初の4月以降から無償化の対象となります。

※実費として徴収される費用（通園送迎費、行事費等）は、無償化の対象外です。

※利用料に係る無償化は手続き不要です。



利用料の支払い先



お支払先は施設によって異なります！

認定こども園	→	施設に直接お支払いください。
保育所	→	町にお支払いください。(※)

※ 保育所利用者の利用料は、納付漏れがないように口座振替をお願いしています。**納入期日は毎月25日**ですので、前日までに通帳残高の確認をお願いします（25日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります）。

期限内の納付にご協力をお願いします！

施設の運営には、お子さんの健康と安全を守るために、給食費や人件費など、多くの経費がかかっています。三戸町では、利用料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者の皆様から納付していただく利用料が重要な財源となります。期限内の納付にご協力をお願いします。





副食費の免除



保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳のお子さんのうち、下記の条件（国の免除対象）を満たす方は、手続き不要で副食費が免除となります。

なお、国の免除対象外のお子さんに対しては、町が独自に免除としていますので、保護者の負担はありません。

〈 国の免除対象 〉

- ① 1号認定：○市町村民税所得割合算額 77,101 円未満
○所得に関わらず小学校3年生から数えて第3子以降
- ② 2号認定：○市町村民税所得割合算額 57,700 円未満
(要保護者等 77,101 円未満)
○所得に関わらず小学校就学前のお子さんの最年長から数えて
第3子以降



幼稚園の預かり保育



幼稚園の預かり保育を利用する3歳から5歳のお子さんで、新たに保育の必要性（7ページ参照）があると認められる場合、給付認定申請書を役場へ提出することで国の上限月額分（11,300 円）まで免除となります。ただし、上限月額を超えた分については自己負担（各施設へ直接お支払い）となりますのでご注意ください。



確認しよう！

- ・ 満3歳児のお子さんのみ、保育の必要性があること及び住民税非課税世帯であることが条件となります。
- ・ 給付認定を希望する方のみ申請してください。
- ・ 申請書類の配布・受付は役場で行っています。
- ・ 預かり保育にかかる利用料の設定については各施設で行っています。
詳しい内容は各施設へ直接お問い合わせください。

— 利用料徴収額一覧表 —

階層	階層の定義		保育標準時間認定（2・3号）		保育短時間認定（2・3号）	
			利用料月額		利用料月額	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
1	生活保護世帯		0	0	0	0
2	町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0
		一般世帯	0	0	0	0
3	町民税均等割額のみ課税	ひとり親世帯等	5,000	0	4,950	0
		一般世帯	13,000	0	12,800	0
4	所得割課税額 48,600 円未満	ひとり親世帯等	6,500	0	6,400	0
		一般世帯	15,000	0	14,800	0
5	" 73,000 円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0
		一般世帯	20,000	0	19,700	0
6 A	" 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0
		一般世帯	23,000	0	22,700	0
6 B	" 97,000 円未満	ひとり親世帯等	11,500	0	11,350	0
		一般世帯	23,000	0	22,700	0
7	" 121,000 円未満	ひとり親世帯等	13,000	0	12,800	0
		一般世帯	26,000	0	25,600	0
8	" 145,000 円未満	ひとり親世帯等	15,000	0	14,750	0
		一般世帯	30,000	0	29,500	0
9	" 169,000 円未満	ひとり親世帯等	17,500	0	17,250	0
		一般世帯	35,000	0	34,500	0
10	" 301,000 円未満	ひとり親世帯等	22,250	0	21,900	0
		一般世帯	44,500	0	43,800	0
11	" 397,000 円未満	ひとり親世帯等	22,250	0	21,900	0
		一般世帯	44,500	0	43,800	0
12	" 397,000 円以上	ひとり親世帯等	22,250	0	21,900	0
		一般世帯	44,500	0	43,800	0

●多子世帯等の軽減

一般世帯

保護者が監護し、生計が同一の子ども※を年齢が高い順から数え、第1子は表の金額のとおり、第2子は表の半額、第3子以降は無料となります。

※子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方を指します。

※保護者と生計が同一の子どもであれば、同居の有無に関わらず多子軽減の対象となります。

ひとり親世帯等

保護者が監護し、生計が同一の子どもを年齢が高い順から数え、第1子は金額のとおり、第2子以降は無料となります。

※ひとり親世帯等には、母子・父子世帯のほか、障がいがある方と同居している場合等を含みます。

令和6年度町内施設一覧

●●● 保育所

施設名	所在地（電話番号）	利用定員	開所時間	備考
三戸保育園 （私立）	同心町字古間木平 14-2 (22-2413)	2・3号：50人	7時00分～18時00分 （日曜日、祝祭日を除く）	●延長保育 19時まで

●●● 認定こども園

施設名	所在地（電話番号）	利用定員	開所時間	備考
ミューズ保育園 （私立）	川守田字落合 62-2 (22-1515)	1号：15人 2・3号：80人	7時15分～18時15分 （日曜日、祝祭日を除く）	●預かり保育 ●延長保育 19時30分まで ●一時預かり
いずみ幼稚園 （私立）	川守田字正浄寺 20-1 (22-1155)	1号：15人 2・3号：60人	7時00分～18時30分 （日曜日、祝祭日を除く）	●預かり保育 ●延長保育 19時まで

●●● 児童館（幼児）

施設名	所在地（電話番号）	定員	開館時間	備考
斗川児童館	斗内字清水田 91-1 (25-2109)	50人	7時30分～19時00分 （日曜日、祝祭日を除く）	3～5歳児対象

※申請書の配布・受付については、三戸町役場住民福祉課・斗川児童館で行っています。

〈 ならし保育 〉

入所後に施設と相談してください。 ※入所前のならし保育の制度はございません

〈 施設の見学 〉

入所前に施設の見学をしましょう。直接施設にお問い合わせください。

三戸保育園

1 施設、設備の状況

施設の構造	鉄骨平屋 築39年
設備の種類	幼児保育室 184㎡ 乳児室 70㎡ 園庭 1,593㎡ その他(園児用畑)

2 運営状況(令和5年11月1日現在)

利用定員	50人	入所状況	40人		
職員	園長1人、主任保育士1人、副主任保育士2人、保育士6人、栄養士1人、調理師1人、事務1人、事務補助1人				
開所時間	午前7時00分～午後6時00分 延長保育：午後7時00分まで				
保育特徴	保育理念	「明るい子・元気な子・働く子・思いやりのある子」を園目標にし、一人ひとりの子どもの発達を保護者とともに支えていく。			
	園目標	<p>明るい子…自分っていいなと思える子どもに</p> <p>元気な子…主体的にあそび、生活する子どもに</p> <p>働く子…生活の主人公となり、まわりに働きかけていく子どもに</p> <p>思いやりのある子…人を信じ、人とつながりあう子どもに</p>			
	基本保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活も含めた24時間をトータルに考えた生活リズムづくりを大切にする保育 ・散歩、裸足での園庭あそび、リズムあそびを身体づくりの基本にする保育 ・水、土、砂、泥んこを子どもの成長に欠かせない重要な教材と考える保育 			
	私たちの心得	<p>～かけがえのない子どもたちの未来に向けて～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは子ども一人ひとりの発達を大切にして、その子の「最善の利益」(子どもの権利条約)を考えています。 ・私たちは食を大切な保育と考えています。 ・私たちは保護者と保育園が子どもの育ちの伴走者となることを願っています。 			
保育実施状況	一日の過ごし方	0歳～1歳		2歳～5歳	
		7:00～	順次登園・あそび	7:00～	順次登園・あそび
		9:00～	おやつ・午前睡	9:30～	朝の会・午前の活動
		9:30～	あそび・散歩	11:30～	食事(2歳児)
		10:30～	離食乳・食事	12:00～	食事(3～5歳児)
		11:30～	午睡	13:00～	午睡(5歳児は9月頃まで)
		14:30～	目覚め・おやつ	14:30～	目覚め
		15:30～	あそび・散歩	15:00～	おやつ
	16:00～	順次降園	15:30～	あそび	
	18:00～	延長保育(～19:00)	16:00～	順次降園	18:00～
年間行事	4月：入園式、進級を祝う会、懇談会、子どもを祝う会		10月：児童健康診断(内科・歯科)、懇談会、祖父母参観日		
	5月：懇談会、児童健康診断(内科・歯科)		11月：懇談会+参観		
	6月：懇談会		12月：お楽しみ会、クリスマス会+懇談会		
	7月：個人面談、七夕会		1月：新年お茶会		
	8月：個人面談		2月：豆まき会(節分)		
父母会費等	9月：運動会		3月：ひなまつり会、卒園式、修了、お別れの会		
	会費 400円/月				
子育て支援事業実施状況	延長保育				
その他	<p>集団保育を体験してみたい方(どこの施設にも入所していない方)は、親子で保育に参加できます(月～金の10:00～11:00)。 ※詳しくは施設までお問い合わせください。</p>				

ミューズ 保 育 園

1 施設、設備の状況

施設の構造	木造垂鉛メッキ鋼板葺二階建865.43㎡	築19年
設備の種類	乳児保育ほふく室 63.13㎡ 保育室2室 126㎡ 遊戯室 125.87㎡ 園庭 754㎡ 屋外遊具 4基 水洗トイレ 有 冷暖房・床暖有	

2 運営状況（令和5年11月1日現在）

利用定員	95人（1号15人、2・3号80人）	入所状況	79人（1号8人、2・3号71人）			
職 員	園長1人、副園長1人、主幹保育教諭1人、副主幹保育教諭2人、指導保育教諭1人、保育教諭5人、保育士5人、事務員2人、調理師2人、調理補助1人、看護師等1人、保育補助4人、用務員1人（保育補助）					
開所時間	午前7時15分～午後6時15分 延長保育：午後7時30分まで					
保育方針	幼児期における豊富な体験活動と芸術的活動を重視し教育・保育を行う。					
保 育 実施状況	一 日 の 過 ぎ し 方 (3歳以上児)	認定区分	3号（保育）	2号（保育）	1号（教育）	
		年齢区分	0～2歳児	3～5歳児		
		7:15～	順次登園	順次登園、文字練習・お絵かき・玩具遊び等		
		9:00～	設定保育（朝会・体操・クラス毎の教育・保育）			
		11:30～13:00	給食（1号は13:00～順次降園）			
		2歳児までは 基本的に自由 遊びです	13:00～15:00	午睡（5歳児は自由活動）		預かり保育 自由活動
			15:00～18:15	自由保育		
	18:15～19:30		延長保育			
	年 間 行 事	毎月：誕生会				
		4月：入園式、子ども赤十字登録式、家庭訪問、春の防火パレード、春の遠足				
		5月：社会科見学、こどもの日の集い、芋植え、母の日の集い、園内活動（教育・保育）参観				
		6月：野点、時の記念日の集い、父の日の集い、親子運動会				
		7月：七夕祭り、海遠足、園内お泊まり活動（4・5歳児）				
		8月：夕涼み会、芋掘り、夏の防火パレード				
9月：秋まつり参加、ぶどう狩り、お月見会、マーチング県大会参加						
10月：秋遠足、お茶会、作品展・バザー、栗拾い						
11月：七五三、育児講座						
12月：お遊戯会、クリスマス会、餅つき、冬の防火パレード						
1月：新年の集い、初釜、冬のスポーツ大会、絵画展（八戸市はっち）						
2月：節分の集い、演奏会						
3月：ひな祭りの集い、お別れ会、卒園式、一日入園、修了式						
子育て支援事業実施状況	延長保育・一時預かり・障がい児保育・学童保育・子育て相談事業					
教育	専門講師による	かず遊び、理科遊び、英語、絵画、習字、合奏、鼓笛、リトミック、言葉、体育				
その他	健康診断（歯科・内科 年2回）、避難訓練（毎月1回）・総合防火訓練（年2回） マーチング県大会に毎年参加、各種絵画展出展、その他要請により地域の行事に参加					

いずみ幼稚園

1 施設、設備の状況

施設の構造	木造平屋建 築7年
設備の種類	保育室6室 303㎡ 遊戯室 138.91㎡ 園庭 639.28㎡

2 運営状況（令和5年11月1日現在）

利用定員	75人（1号15人、2・3号60人）	入所状況	66人（1号11人、2・3号55人）		
職員	園長1人、教頭1人、保育教諭15人、栄養士1人、調理師3人、看護師1人、事務2人				
開園時間	午前7時00分～午後6時30分 預かり保育：午後7時00分まで				
保育理念	<ul style="list-style-type: none"> ・礼儀・挨拶・返事・食事・睡眠などの基本的な生活習慣を身につけ、決まりを守り友だちとの遊びや体験を通して生きる力を育む。 ・保護者、地域、保育者が一体となって子どもの健やかな育ちを実現させ、地域や関係諸機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実現できるような子育てを支援する。 				
保育 実施状況	一日の 過ごし方	認定区分	3号（保育）	2号（保育）	1号（教育）
		年齢区分	0～2歳児	3～5歳児	
		7:30～8:00	登園		預かり保育
		8:00～9:00	自由遊び		登園
		9:00～10:00	排泄・おやつ	排泄	自由遊び・排泄
		10:00～11:00	散歩・手遊びなど	クラス毎に教育活動	
		11:00～13:00	給食・排泄 午睡	クラス毎にゲーム・外遊びなど	
		13:00～14:00		クラス毎にゲーム・外遊びなど	
		14:00～15:00		午睡（3・4歳のみ）	降園（14:30）
		15:00～16:00	おやつ		預かり保育 おやつ・自由遊び
		16:00～18:30	自由遊び		
	18:30～19:00	延長保育			
	年間 行事	4月：入園式、クッキング教室（年長）※毎月		10月：エスアイ遊び	
5月：城山遠足、じゃがいも植え		11月：大根堀り、七五三、			
6月：給食参観日		12月：創作発表会、冬休み			
7月：1dayキャンプ（年長児）、七夕会		1月：お餅つき			
8月：夏休み、じゃがいも収穫、大根植え		2月：節分			
9月：運動会、カレー作り		3月：お別れ会、バイキング給食、卒園式			
諸費用	●1号：米代1,000円/月、教材費500円 ●2号：米代1,000円/月 ●1～3号共通：PTA会費800円/月 ●1・2号希望者：バス代2,800円/月 ※その他 随時、学用品等の購入有り。前の施設で使用したもので可。				
子育て支援事業実施状況	延長保育・育児相談・未就園児教室（2歳児対象）				
その他	内科検診（春・秋）・歯科検診（春・秋）、避難訓練（毎月）、知能遊び、英語遊び（月3回）、リズム遊び ※希望者のみ：ヒップホップダンス教室、学研プレイルーム年中児・年長児対象（小学校へ向けての勉強） 学研スタディールーム（1年生から6年生までの算数と国語の勉強）				